



厚生労働省福島労働局発表
平成28年9月2日
9月5日交付式終了後解禁

担当

福島労働局雇用環境・均等室

室長

鈴木千賀子

厚生労働事務官

後藤典

TEL 024-536-4609

平成28年度 第1回くるみん認定 下記4事業場に通知書の交付式を行います。

株式会社 ニラク

3回目

(郡山市・娯楽業) (代表取締役社長 谷口 久徳)



社会福祉法人 南町保育会

初認定

(会津若松市・児童福祉事業) (理事長 金子 恭也)

医療法人 平心会

初認定

(須賀川市・医療業) (理事長 津田 達徳)



日本精測 株式会社

初認定

(会津若松市・サービス業) (代表取締役社長 佐藤 光信)

福島労働局(局長 島浦 幸夫)は、このたび、**従業員の子育て支援に積極的に取り組んでいる企業(子育てサポート企業)**として次世代育成支援対策推進法に基づき、株式会社ニラク(代表取締役社長 谷口 久徳)を**3回目のくるみんマーク認定**、社会福祉法人南町保育会(理事長 金子 恭也)、医療法人平心会(理事長 津田 達徳)、日本精測株式会社(代表取締役社長 佐藤 光信)を**新たにくるみんマーク認定**しました。(認定企業の取組については資料1、認定制度については資料2参照)

今回の認定により、当局管内の認定企業数は、プラチナくるみん認定1社、くるみん認定のべ33社(企業数27社)となりました。(これまでの県内認定企業等については資料3参照)

認定企業に対する通知書交付式は、下記により行います。

○日 時：平成28年9月5日(月)11:00~

○場 所：福島合同庁舎4階会議室(福島市霞町1-46)

※交付式の写真撮影、認定企業への事前取材・交付式後の取材は可能です。(会場に直接お越し下さい。)

くるみん認定とは

行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たして申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。

(添付資料)

資料1 認定企業の取組

資料2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定について、基準適合一般事業主認定基準

資料3 福島県内の認定取得企業（子育てサポート企業）一覧

資料4 子育てサポート企業事例集

資料5 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、くるみん認定・プラチナくるみん認定を目指しましょう!!!

● 男性従業員の育児休業取得向上の取組、子育てをする従業員の始業・終業時間の繰上げ・繰下げ制度を拡充。



株式会社 ニラク（郡山市）

- 代表者：代表取締役社長 谷口 久徳 ■ 事業内容：娯楽業
- 労働者数：1,426人（ 男性 840人、 女性 586人 ）

● 計画期間

平成24年8月21日～平成27年3月31日

● 計画期間において育児休業をした労働者数

男性育児休業者 7名
女性育児休業者 27名

● 行動計画の目標達成状況

- (1) 男性の育児休業取得率向上のため、社内制度等を見直すとともに、配偶者が出産した男性へ向けてパンフレット及び案内書の作成・配付等の取組を行った結果、男性7名が育児休業を取得した。
- (2) 子育てをする従業員が両立しやすい職場環境を推進するため、始業・終業時間の繰上げ・繰下げ制度の見直しを行い、社員が選択できるパターンを増やし、利用しやすい制度にした。

● 目標以外の取組内容

- (1) 小学校就学前の子を養育する従業員を対象とする、短時間勤務制度を導入している。
- (2) 年次有給休暇の取得促進のために、5連続休暇制度を定期的に取得させている。
(年次有給休暇3日＋公休2日)

<事業所からのコメント>

女性の育児休業取得者は、毎年80%を超える状況でありましたが、男性の育児休業者についてはまだまだ取得者が少数でした。今後の課題を、どうしたら多くの男性に育児休業を取得していただけるかということに置き、男性従業員の奥様の出産情報や出産届出に関わるスタッフ総勢で取りまとめることから始めました。この情報をもとに、オリジナルの育児休業に関する様々な不安を取り除くための情報と案内パンフレット等を対象者の方に継続して案内してきたことで、7名の育児休業取得につながりました。

また、育児休業復帰後の働き方については、保育施設の時間に合わせた出退勤を可能とするためなど、勤務形態パターンを大幅に追加して子育て時期に利用しやすい制度を導入しました。新たな制度を気軽に利用することで、家族として過ごす時間の大切さや協力しながら子育てする楽しみを感じて頂けるよう、サポートや案内を継続していきたいと考えています。

<育児休業を取得した男性社員からのコメント>

育児休業を取得したのは、1ヶ月程の間でした。当時の私は副店長として働いていましたが、妻の3人目の子どもの出産後は、家庭の事情もありどうしても私自身で、すでにいる2人の子どもの世話をしなければならなく、育児休業が必要でした。

店舗の従業員数にも限りがある状態だったため、自分の仕事の肩代わりをして頂けるかどうか、また、休業を取ることに對し従業員の方々の理解が得られるかどうか、不安でした。

そんな時、相談した当時の上司の店長、エリア長から、「家族のために育児休業を取りなさい！」と言って頂いた事、また、店舗の従業員の皆さんにあたたかく背中を押して頂いた事は、しっかりと覚えております。妻の出産にも立ち会うことができ、育児休業を取得させて頂いたおかげで、家族との大切な時間を過ごすことが出来ました。

現在、店長として店舗環境をつくる立場となっています。育児休業をもたらしてくれる「恩恵」を知っている分、部下に自分が体験した事を伝え、理解を深めていきたいと思う日々です。

(取材連絡先・担当者： 024-992-3337 人事労務担当マネジャー 佐藤 富久子)

●母性健康管理についての取組、育児休業後に職場復帰し易い取組により、職員の仕事と家庭の両立を実現。



社会福祉法人 南町保育会（会津若松市）

- 代表者：理事長 金子 恭也 ■事業内容：児童福祉事業
 ■労働者数：161人（男性13人、女性148人）

● 計画期間

平成23年4月1日～平成27年10月1日

● 計画期間において育児休業をした労働者数

男性育児休業者 1名
 女性育児休業者 18名

● 行動計画の目標達成状況

- (1) 妊娠中の女性職員に母性健康管理についてのアンケートを実施するとともに、制度に関するパンフレットを作成・配付し制度の周知を図った。
- (2) 育児休業後に職員が職場復帰し易くするため、休業中の職員に資料送付等による情報提供を行った。
- (3) 男性の育児休業取得促進のため、行動計画や法人ニュースでの周知を行った結果、男性1名が育児休業を取得した。

● 目標以外の取組内容

- (1) 小学校就学前の子を養育する職員を対象とした、所定外労働の免除制度を導入している。
- (2) 毎週水曜日をノー残業デーとし、法人ニュースで周知を行った。

<事業所からのコメント>

当法人は、全職員の9割以上が女性でありそのほとんどが保育士であります。これまで出産や育児を理由に退職することがあり、知識や経験を生かしていくためには、働き続けられる職場づくりが課題でした。そのため、職員アンケートを実施、それに基づいて就業規則を見直し、職員に説明の時間を設けました。また、男性の育児参加が求められていることもあり、該当職員については育児休業取得を促しました。その結果、男性保育士1名が育児休業を取得しました。

保育士の平均勤続年数は他業種に比べて短く、保育園は若い女性の職場というイメージがあります。出産（本人や配偶者）や育児の経験をすることで、子どもの心や保護者の立場を理解することができ、保育士としてより成長が期待されると考えています。今後も働き続けられる職場づくりと保護者の皆様が安心して子どもを預けられる施設を目指してまいります。

<育児休業を取得した男性社員からのコメント>

第1子が誕生したのは平成27年3月26日でした。年度末の仕事の繁忙さと初めて子どもを授かることの喜びと戸惑いで混乱さえしていたように思います。そんな中、上司や同僚の厚意で育児休業を取得することができ、本当にありがたかったと感じています。妻やわが子と向き合いながら家事や育児をすることで、父親としての自覚と責任が一層深まりました。出産後の妻の体調や育児の大変さも目の当たりにし、父としてまた子どもの命をあずかる保育士としても貴重な経験が出来ました。最後に保育園という職場において、一番忙しいと云える時期に、快く育児休業を認めてくださった職場の方々に感謝しております。



●配偶者出産時の父親の休暇制度を導入、 育児休業者の代替職員の積極的確保措置を 実施、年次有給休暇を全社員が11日以上 取得できるような取組を実施。

医療法人 平心会 (須賀川市)

- 代表者：理事長 津田 達徳 ■事業内容：医療業
 ■労働者数：411人 (男性 88人、 女性 323人)

● 計画期間

平成23年8月21日～平成27年8月31日

● 計画期間において育児休業をした労働者数

男性育児休業者 1名
 女性育児休業者 38名

● 行動計画の目標達成状況

- (1) 配偶者出産時に父親が休暇を取得できるよう配偶者出産休暇を導入し、計画期間において2人が取得した。
- (2) 育児休業者の代替職員を積極的に確保するため、派遣契約や求人公開を行った結果、24%の職員増となり、育児休業等を取得しやすい職場づくりを進めた。
- (3) 年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均11日以上とする目標を設定し、会議やイントラネットでの取得促進により、平均11.7日の取得があった。

● 目標以外の取組内容

- (1) 小学校就学前の子を養育する全従業員が利用可能な、事業所内保育施設の設置運営をしている。

<事業所からのコメント>

くるみん認定を取得でき大変うれしく思っております。当社は、女性が約8割と女性が多く働いております。家庭をもつ女性職員が長く働ける取り組みを実施してきました。

今回、対象期間に職員を24%増員したことで、育児休業・有給休暇等が取りやすく出産後も安心して働ける環境になりました。また、さまざまな事情を抱えた職員にも継続して勤務できるように、コミュニケーションをとり相談等ができる環境も整備しております。男性職員は、対象期間中に2名の方が父親の休暇制度を利用し、育児休業も1名の方が取得しました。今後も、職員が働きやすい環境を整えていきたいと思っております。

<育児休業を取得した男性社員からのコメント>

今回、次男の出産にて育児休業を取得させていただきました。子どもが二人になり、妻が一番大変な時期に育児休業を取得できたので、妻も喜んでいましたし、私自身も家族と過ごす時間が増え、育児の大変さを改めて知り、妻の偉大さを再認識いたしました。そして何より楽しい日々が過ぎて、今後は仕事だけでなく限られた育児という期間を大切にしていこうと気づくことができ大変ありがたかったです。

このような機会を与えてくださった理解ある上司、仲間達に感謝し、後に続く若い人達を同じように支えていけたらと思います。



●中学生のインターンシップの受入れ やトライアル雇用を実施し、若年者 の雇入れや職場体験を推進。

日本精測 株式会社 (会津若松市)

■代表者：代表取締役社長 佐藤 光信 ■事業内容：サービス業
■労働者数：102人 (男性 38人、 女性 64人)

● 計画期間

平成26年2月20日～平成28年2月19日

● 計画期間において看護休暇又は育児休業をした労働者数

男性看護休暇者 1名
女性育児休業者 1名

● 行動計画の目標達成状況

- (1) 育児・介護休業法に基づく両立支援制度全般の周知のため、企業独自の資料を作成し、全従業員へ配付した。
- (2) 中学生へ向けたインターンシップを実施するとともに、トライアル雇用を通じて2人の雇入れを行った。

● 目標以外の取組内容

- (1) 事業所内保育施設「さくらんぼ保育園」を設置運営し、乳幼児定員を増加させるとともに、一般利用者より廉価な利用料金を設定し、従業員が利用しやすい環境を実現した。

<事業所からのコメント>

この度、くるみんマークの取得をさせていただきましたことを大変嬉しく思います。行動計画を作成するにあたり、「働きやすい職場環境をつくることによって、従業員が仕事と子育てを両立させ、その能力を十分に発揮できるようにする」ことを目標に取り組んで参りました。

今計画期間においては、全従業員に対する両立支援制度全般の周知を始め、若年者に対するインターンシップ等就業体験機会の提供、トライアル雇用の受入れ、事業所内保育施設の設置運営など大きく職場環境の整備ができたと考えております。特に、事業所内保育施設の設置運営に関しましては、全従業員の約6割以上が女性従業員で構成されておりますので、仕事と育児の両立に多少なりとも力添えできたのではと思います。

次世代を担う従業員を育てることも私たちの大きな役割の一つです。今後も、さらに働きやすい環境をつくることで、従業員を中心に周りの人が楽しんで頂ける環境づくりへと繋げていければと思います。

<看護休暇を取得した男性社員からのコメント>

私には、3人の子どもがおります。今回、子どもが病気の際に休暇を取得させて頂き、大変助かりました。私も妻も共働きの為、妻だけではなく私も子どもの為に助ける状況を作って頂けたことで少しは妻の負担を減らせたのではないかと思います。とても助かりました。サポートしてくださった会社の皆さんには感謝しております。

■ 認定と認定取得による効果

次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主は労働者が仕事と子育てを両立させることができるよう雇用環境を整備し、次世代育成支援対策を実施するための「一般事業主行動計画」を策定し、一般への公表、従業員への周知を行い、都道府県労働局長に届け出ることとされています。

事業主は、策定した「一般事業主行動計画」に定めた目標を達成するなど、一定の基準（※基準適合一般事業主認定基準）を満たした場合は、都道府県労働局長の認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマークの認定）を受けることができます。

認定を受けると、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を自社の商品、広告、求人広告などに表示し、「子育てサポート企業」であることを対外的にアピールすることができます。その結果、企業イメージの向上、従業員のモラルアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着が期待できます。

基準適合一般事業主認定基準（くるみん認定）

- 1 適切な一般事業主行動計画を策定したこと。
- 2 **計画期間が2年以上5年以下**であること。
- 3 行動計画に**定めた目標を達成**したこと。
- 4 行動計画について、**公表及び従業員への周知**を適切に行っていること。
- 5 計画期間内に**男性の育児休業等取得者が1人以上**いること。※1
- 6 計画期間内に**女性の育児休業等取得率が70%以上**であること。※2
- 7 3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業制度又は勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- 8 次のいずれかの措置を実施していること。
 - ① 所定外労働削減
 - ② 年次有給休暇の取得の促進
 - ③ 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
- 9 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

※1 従業員300人以下の企業は、子の看護休暇、育児短時間勤務制度の男性利用者がいる場合等も含まれます。

※2 平成27年3月31日までに開始した行動計画については70%以上となりますが、平成27年4月1日以降開始した行動計画については75%以上であることが必要です。

基準適合一般事業主認定基準（プラチナくるみん認定）

- 1～4 上記くるみん認定基準1～4と同様。
- 5 次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること。※1
 - （1）計画期間内に**男性の育児休業等取得率が13%以上**であること。
 - （2）計画期間内に**男性のうち、育児休業等を取得した者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が合わせて30%以上且つ育児休業等取得者が1人以上**いること。
- 6～7 上記くるみん認定基準6～7と同様。
- 8 次の（1）と（2）のいずれも満たしていること。
 - （1）次の①～③のすべての措置を実施しており且つ①または②のうちいずれか一方について数値目標を設定し達成したこと。
 - ① 所定外労働削減の措置
 - ② 年次有給休暇取得促進の措置
 - ③ 働き方の見直しに資する多様な労働条件整備の措置
 - （2）次の①または②のいずれかを満たしていること。
 - ① 計画期間終了日の属する事業年度において、**平均週労働時間が60時間以上の従業員の割合が5%以下**であること。
 - ② 計画期間終了日の属する事業年度において、**平均月時間外労働時間が80時間以上の従業員が1人もいない**こと。
- 9 次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること。※2
 - （1）計画期間内に**子を出産した女性のうち、子の1歳の誕生日まで継続して在職している者の割合が90%以上**であること。
 - （2）計画期間の開始日から終了日の1年間までの間に、**子を出産した女性および子を出産する予定であったが退職した女性の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者の割合が55%以上**であること。
- 10 育児休業等をし、または育児を行う女性従業員が就業を継続し、活躍できるような能力の向上またはキャリア形成支援の取組にかかる計画を策定し、実施していること。

※1 従業員300人以下の企業は、子の看護休暇、育児短時間勤務制度の男性利用者がいる場合等も含まれます。

※2 従業員300人以下の企業は、9の基準を満たさなかった場合でも、計画期間の開始日から終了日の1年前までの期間と、その開始前の期間（最長3年間）を合わせて計算した結果、9を満たした場合は基準を満たします。

福島県内の認定取得企業（プラチナくるみんマーク企業）一覧

■福島県の認定企業一覧（平成28年9月5日現在）

企業名	所在地	業種	認定年度
1 日本テキサス・インスツルメンツ・セミコンダクター株式会社	会津若松市	製造業	平成27年度

福島県内の認定取得企業（くるみんマーク企業）一覧

■福島県の認定企業一覧（平成28年9月5日現在）

企業名	所在地	業種	認定年度
1 株式会社郡山測量設計社	郡山市	サービス業	平成20年度（1回目）
2 株式会社沖データシステムズ	福島市	サービス業	平成20年度（1回目）
3 株式会社東邦銀行	福島市	金融業	平成21年度（1回目）
4 藤田建設工業株式会社	棚倉町	建設業	平成21年度（1回目）
5 株式会社ニラク	郡山市	娯楽業	平成22年度（1回目）
6 福島キャノン株式会社	福島市	製造業	平成22年度（1回目）
7 田中建設株式会社	双葉町	建設業	平成22年度（1回目）
8 福島キャノン株式会社	福島市	製造業	平成24年度（2回目）
9 医療法人社団三成会	須賀川市	医療業	平成24年度（1回目）
10 株式会社ニラク	郡山市	娯楽業	平成24年度（2回目）
11 社会福祉法人太田福祉記念会	郡山市	福祉業	平成24年度（1回目）
12 小野建設株式会社	相馬市	建設業	平成25年度（1回目）
13 株式会社郡山測量設計社	郡山市	サービス業	平成25年度（2回目）
14 公益財団法人磐城済世会	いわき市	医療業	平成25年度（1回目）
15 日本テキサス・インスツルメンツ・セミコンダクター株式会社	会津若松市	製造業	平成25年度（1回目）
16 社会福祉法人いわき福音協会	いわき市	福祉業	平成25年度（1回目）
17 医療法人辰星会	二本松市	医療業	平成25年度（1回目）
18 株式会社ヨシハラ	本宮市	製造業	平成25年度（1回目）
19 株式会社東邦銀行	福島市	金融業	平成26年度（2回目）
20 福島キャノン株式会社	福島市	製造業	平成26年度（3回目）
21 若松ガス株式会社	会津若松市	ガス供給業	平成26年度（1回目）
22 北関東空調工業株式会社	いわき市	建設業	平成27年度（1回目）
23 株式会社ニノテック	郡山市	卸売業	平成27年度（1回目）
24 株式会社ハニーズ	いわき市	小売業	平成27年度（1回目）
25 アルパインマニュファクチャリング株式会社	いわき市	製造業	平成27年度（1回目）
26 社団医療法人養生会かしま病院	いわき市	医療業	平成27年度（1回目）
27 一般財団法人 太田総合病院	郡山市	医療業	平成27年度（1回目）
28 一般財団法人 大原総合病院	福島市	医療業	平成27年度（1回目）
29 株式会社 ヨークベニマル	郡山市	小売業	平成27年度（1回目）

■福島県の認定企業一覧（平成28年9月5日現在）

企業名	所在地	業種	認定年度
30 ☆株式会社 ニラク	郡山市	娯楽業	平成28年度（3回目）
31 ☆社会福祉法人 南町保育会	会津若松市	児童福祉事業	平成28年度（1回目）
32 ☆医療法人 平心会	須賀川市	医療業	平成28年度（1回目）
33 ☆日本精測 株式会社	会津若松市	サービス業	平成28年度（1回目）

■認定企業数（平成28年6月末日現在）

都道府県	福島県	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	全国
プラチナくるみん マーク認定企業数	1	1	1	1	0	1	94
くるみんマーク 認定企業数	24	18	28	27	18	31	2,570
一般事業主行動計画 策定届届出状況 (うち努力義務)	801 (215)	606 (150)	681 (230)	866 (103)	543 (220)	559 (112)	63,355 (18,697)

※次世代法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出は、従業員数101人以上規模の企業に義務付けられており、100人以下規模の企業は努力義務。

■参考 認定企業の県内分布図（★は今回新たに認定となった企業）

